

アメリカのイラク攻撃を国際法の観点から考える 国会内意見交換会

3月11日に参議院議員会館第一会議室にて行われました国会内での集会についてご報告いたします。主催は、日本民主法律家協会・日本国際法律家協会・自由法曹団・青年法律家協会弁護士学者合同部会・民主主義科学者協会法律部会の5団体です。一般参加者は70名余。国会議員の参加者(確認できた方)は、以下のとおり(順不同・敬称略)。松本善明、廣中和歌子、小泉親司、春名直章、福島瑞穂、中川智子、川田悦子、阿部知子、北川れん子、赤嶺政賢、今川正美、木島日出夫。秘書が参加。佐々木秀典、武正公一、山内恵子。社民党平和市民委員会事務局長・藤田高景。その他に、ジャーナリストなどです。

北野弘久氏の開会挨拶。

現実には戦争を知る世代として胸が痛む事態。本日は、時宜を得た企画で、国際法上の学問的な解明によって、平和への寄与を期待したい。

松井芳郎教授の講演。

《新安保理決議案を論じるに際しての国際法学の基礎》

松井氏の問題意識は、戦争の合法・違法判断の要素を、戦争の原因、手続の適合性の2面から検証しようとするもの。現状では「手続規制への適合」を欠き、アメリカのイラク攻撃の違法は明らか。仮に、米英の新議案が安保理で適式に成立したとしても、「戦争の原因」の点でその合法性を獲得し得ない、というもの。

以下、レジメに沿って概説。

1 イラク危機をめぐる議論の状況

「同盟国支持は国益」という議論があるが、国連加盟国である以上、憲章違反の選択肢はあり得ない。「査察違反があれば」という議論は、なぜ武力行使が正当化されるかを説明していない。「安保理の決定がない武力行使に反対」という議論が、「決議さえあれば戦争が合法化される」と

いう意味であれば問題。

ガーデアンが、英仏の著名な国際法学者たちの「安保理決議のない武力行使が違法」を紹介している。誰が考えても同様の結論となる。

普段は社会的な発言をしない日本の著名学者からも「日本でも同様のことができないだろうか」という話がある。危機感の広がりがある。

これらの論議に対しては、国際法の構造と歴史的発展に照らした検証が必要。

2 伝統的国際法における戦争の地位

(1) 正戦論 正当原因を持つ戦争だけを肯定する。

戦争の正否は主観化し、懲罰戦争観となる。戦争の残虐化、戦争のエスカレートにつながる。第三国の中立も困難にする。

(2) 無差別戦争観 戦争の原因によって規制することをしない。

戦争法は交戦者に平等に適用される。国は、戦争原因の自由 戦争決定の自由、を有する。いわば、「決闘戦争観」で、正戦論の弊害克服として現れたが、一定の戦争を正当化してしまう。ヨーロッパ主権国家間の国際社会では「戦争を囲い込」み、一定のルール化をしたが、戦争そのものの否定には至らない。

3 国際連盟規約と戦争の制限

戦争原因の自由を制限し、侵略戦争を違法化する動き。戦争決定の自由についての手続的規制の動きとがあった。の規制はことごとく失敗。

4 国連憲章と武力行使の違法化

(1) 憲章における武力行使禁止原則の確立

(2) 安保理への権限集中と広範な裁量権(§24)

「安保理の決定がない武力は違法」だが、安保理の手続的権限が、戦争原因において違法な戦争を合法化する危険あることに注意が必要。

安保理の恣意的な権限行使についてのチェックが困難。

5 イラクの場合

米英の論理は、イラクが687停戦決議の停戦条件不遵守なのだから、開戦を容認した678決議が復活するということなのだろう。しかし、その「論理」は、以下の説明

を欠落している。

- (1) 査察の違反がなぜ平和への脅威を構成するのか
- (2) それへの対処がなぜ武力行使なのか
- (3) なぜ「集団的措置」(§ 1) ではないのか (加盟国への制裁措置の「丸投げ」は憲章の予定するところではない)

6 結び

冷戦終結後、「人道的干渉」、「対テロ戦争」などの「正戦論への2段階先祖返り」現象が見られる。ブッシュ流の粗野な2分論は、「敵」を徹底的に非人間化する。

今、必要なのは次の2点である。

手続規制の強化・厳格化。

戦争原因とされる理念を、武力ではなく、非武力の代替手段でどう解決するかを模索すること。

次いで、川崎哲氏が現在の状況について発言。

強調されたのは、687決議には、「武装解除」と並んで「継続的な監視と検証」の項目があること。

本年2月14日のプリクス委員長の発言を引いて、「UNMOVICの任務は、安保理が別途定めることがなければ無期限に継続される」と指摘。武力による武装解除よりも、経済制裁解除による協力要請の実効が期待できる(1284決議)とされた。

その後、有益な質疑の外、

廣中和歌子議員から、「女性議員の声を集めて、人道的見地から戦争反対のアピールを準備している」。

隅野教授から、「日本国憲法の立場から、政府の戦争加担は許されない。有事法制はきわめて問題」。

などの発言があり、本日の参加者から、国会議員に対して、国会による戦争回避決議の要請文が手渡された。

最後に戒能教授が、「松井教授の講演で、国際法における手続的正義重視の重要性が明らかになった。小泉首相が「得意」とする「悪いのはどっち」という議論が単純な正悪2元論で国連が築き上げてきた戦争そのものの正悪の争いから手続的規制へという積み上げを無効にしてしまうものであること、つまり、一つには安保理などの手続をカットし、2つには査察継続などの平和的解決プロセスでなく武力行使にショートカットしていくというきわめてアメリカ追従的な内容を含み、国際社会における日本が本来果たすべき役割を憲法と反対の方向に導くものであること、これらを本日の松井報告を生かしながら今後、国会の論戦などで明らかにしてほしいこと、また、川崎氏の報告で、査察継続の必要性が「継続的な監視と検証」の条項からも導かれるもので、米英の一方的な決議のみで否定できない正当性があることが一段と明確となった」とした上で、今後本日の成果を生かした法律家運動を展開したい、と結び閉会の挨拶をされ、本日の集会は終了した。